住所　群馬県館林市
　ガジュ・バハドゥル・タパ　平成４年２月15日生
　アルソブ・タパ　令和７年１月８日生
住所　大阪市住之江区
　グスタボ・アニバル・バルダス・バシェホ　昭和36年10月11日生
住所　東京都江東区
　グルン・ディパーク　昭和54年11月10日生
　グルン・ラヤン　平成26年３月９日生
住所　埼玉県蕨市
　金興仁　昭和37年９月７日生
住所　滋賀県甲賀市
　オグシ・フクイ・メイリー・エミ　昭和44年12月24日生
住所　滋賀県大津市
　権泰根　昭和21年12月18日生
　鄭昌子　昭和26年11月22日生
　権知子　昭和50年６月24日生
　権慶祐　昭和53年12月16日生
住所　愛知県刈谷市
　辛麻衣　平成６年12月24日生
住所　群馬県伊勢崎市
　パオラ・グリセル・バスケス・カスティヨ　平成４年４月４日生
　ダイアニ・アイレン・ヌネズ・バスケス　平成20年９月７日生
住所　群馬県伊勢崎市
　フランコ・バスケス・カスティヨ　平成８年９月20日生
住所　群馬県伊勢崎市
　イアンカルロ・バスケス・カスティヨ　平成18年２月18日生
住所　三重県津市
　シャワナ　平成18年３月19日生
　パラハナ　平成19年４月20日生
住所　相模原市市南区
　具慶仁　平成11年１月２日生
住所　茨城県水戸市
　崔良子　昭和34年９月23日生
　朴栄晟　平成10年１月２日生
住所　愛知県碧南市
　申琢也　平成３年８月29日生
住所　神戸市中央区
　卞高生　昭和42年４月16日生
　卞皓星　平成25年４月５日生
　卞楓　平成27年10月10日生
住所　神戸市中央区
　呉美静　昭和54年12月17日生
住所　富山県黒部市
　許延守　昭和23年７月29日生
住所　東京都練馬区
　金大輔　平成５年１月20日生
住所　千葉市花見川区
　シェルパ・ダフリ　平成７年10月19日生
　シェルパ・ヂチェン　令和５年８月６日生
　シェルパ・ディゾム　令和７年９月18日生
住所　兵庫県宝塚市
　朴泰姸　昭和30年３月８日生
住所　東京都板橋区
　ブサル・スディップ　平成３年９月21日生
住所　群馬県館林市
　辛章恵　平成元年７月７日生
住所　東京都日野市
　トゥシタ・アローラ　平成元年５月25日生
住所　東京都昭島市
　アキリティ・ガリティマガル　平成元年５月20日生
住所　三重県鳥羽市
　マンディラ・マガル　平成７年９月21日生
住所　横浜市中区
　トゥ・トゥ・ニン　平成３年１月14日生
住所　名古屋市名東区
　アリヨシ・エリーザ・サナエ　平成４年９月25日生
住所　名古屋市北区
　ヒガ・バラ・アルベルト・タケジロウ　平成５年６月15日生
住所　大阪市住之江区
　ビノダ・グルン　平成７年６月12日生
住所　大阪市西区
　カズミ・マツダ・チャベス　平成12年４月24日生
住所　札幌市北区
　尹永勳　昭和63年１月１日生
住所　北海道北広島市
　黄幸枝　昭和36年10月５日生

公　告

諸　事　項

公示送達

平成26年法律第68号による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条で準用する同法第42条第２項ただし書及び第３項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和８年９月14日　法務大臣　平口　洋

1　送達を受けるべき者に交付した異議申立受付票に付された異議申立番号及び異議申立日

⑴　Ｊ東14―1094、平成26年７月29日
⑵　Ｊ東14―1137、平成26年８月８日
⑶　Ｊ東14―1317、平成26年９月12日
⑷　Ｊ東15―1803、平成27年９月８日
⑸　Ｊ東15―2290、平成27年11月26日
⑹　Ｊ東15―797、平成27年４月22日
⑺　Ｊ東16―385、平成27年12月10日
⑻　Ｊ東16―392、平成27年12月12日
⑼　Ｊ東16―433、平成27年12月18日
⑽　Ｊ東16―435、平成27年12月18日
⑾　Ｊ東16―512、平成27年12月21日
⑿　Ｊ東16―386、平成27年12月10日

2　公示事項

上記送達を受けるべき者からなされた行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）第75条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第61条の２の９に規定する異議申立てについて、当該異議申立てに係る決定書の謄本は、東京出入国在留管理局内で保管されており、いつでも上記送達を受けるべき者に交付するので、その受領方申し出られたい。

登録政治資金監査人登録抹消公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

令和八年九月十四日　政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
一二九九	山口　雅弘	八・七・三一	本人からの申請
三三八六	橋本　猛	八・四・三〇	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三六三四	林田　俊一	八・七・三一	本人からの申請
三八五九	早川　正	八・四・三〇	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
四〇五四	小川　裕通	八・七・三一	本人からの申請
四五三五	吉廣　温子	八・七・三一	本人からの申請
四六四六	安藤　勉	八・五・三一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
五〇二七	田中　嘉明	八・七・三一	本人からの申請
五五四一	河合　亮	八・七・三一	本人からの申請
五七八九	別符　信恵	八・七・三一	本人からの申請
六一三七	矢場**荘**一郎	八・六・一一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

登録政治資金監査人証票亡失公告

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

令和八年九月十四日　政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
三八九〇	金坂　智和	四一五一	八・七・一〇